

別紙

委託業務処理要領

この要領は、北海道警察学校射撃場に設置した排風機ユニット及び送風機の機能を常に良好な状態に維持するために必要なフィルターの交換並びに排風機及び送風機の保守点検に関する業務処理について定めるものとする。

- 1 業務場所
札幌市南区真駒内南町6丁目17番462 北海道警察学校射撃場
- 2 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 業務内容
 - (1) 排風機ユニットのフィルター交換
射撃場に設置している排風機ユニット2台（新晃工業(株)製）のフィルター交換を実施すること。
 - ア 実施時期及び作業数量等
別紙1「フィルター交換対象機器等一覧表」のとおり
 - イ フィルター
フィルター（別紙1「フィルター交換対象機器等一覧表」で示した型式等又はその同等品）は、各月の実施日において、乙が準備して交換を行うものとする。
 - (2) 排風機及び送風機の保守点検
射撃場に設置している
 - 排風機2台（新晃工業(株)製）
 - 送風機3台（株荏原製作所製）の保守点検を実施すること。
 - ア 点検内容
別紙2「機器点検項目」のとおり
 - イ 実施時期
年2回（9月及び3月）実施すること。
- 4 業務予定表の提出
業務の実施に当たっては、あらかじめ別紙3「フィルター交換等実施予定表」を提出し、業務員を派遣して業務を行うものとする。
- 5 交換済フィルターの処理
交換済フィルターはポリシート等に梱包し、内容（フィルター種別、数量）が分かるように表示した上で甲に引き渡すこと。
- 6 業務結果報告
フィルター交換等終了後、速やかに別紙4「フィルター交換等実施報告書」に、別紙5「フィルター交換実施表」（保守点検実施月にあつては併せて別紙6「機器点検結果表」）を添付して報告するとともに、フィルター交換等の状況が分かる写真を提出すること。
写真については、フィルター交換の前後の状況及び保守点検の作業状況が分かるように撮影すること。
- 7 安全管理
本業務に当たっては、防護服、防塵マスク、防塵メガネ等を装着して作業を実施することとし、事故のないように十分留意すること。
- 8 消耗品等
フィルターに加え、フィルター交換に必要な工具、防護服、防塵マスク、防塵メガネ、保守点検に必要な工具、点検器具類、グリス類、ウエス等の消耗品に係る費用は、乙の負担とする。
- 9 その他
この要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、業務担当員と協議の上で業務を実施すること。